

<記入上の注意事項>

- ①岡山市内の土地にあつては、「岡山市長あて」、その他の岡山県内の土地にあつては、「岡山県知事あて」とすること。
- ② ※印のある欄には記載しないこと。
- ③ 「氏名」の欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ④ 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- ⑤ 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- ⑥ 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあつては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあつては、樹種、樹齢等を記載すること。
- ⑦ 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- ⑧ 「工作物等に関する対価の額等」のうち「対価の額」の欄には、消費税額を含む額を記載すること。
- ⑨ 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- ⑩ 「人口面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- ⑪ 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- ⑫ 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物に関する事項その他を記載すること。
- ⑬ 各欄において記入しきれない場合は、別紙に記載し添付すること。
（「住所」「氏名」欄において共有者多数の場合、土地の「所在」の欄において筆数が多い場合等）

<添付書類>

- ① 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
縮尺5万分の1以上の地形図に、届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される土地の全体の位置を示したもの
- ② 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
縮尺5千分の1以上の図面に、届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される全体の土地とその付近の土地利用等の状況を示したもの
- ③ 土地の形状を明らかにした図面
届出に係る土地が三角地であるか不整形地であるか等の土地の形状を明らかにする見取図を適宜の方法により作成したもの
- ④ 土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類
- ⑤ その他（必要に応じて委任状等）